

# 経営理念・事業方針

スモール・イズ・ビューティー 2ヶ年度プラン

特定非営利活動法人やお市民活動ネットワーク

2025年6月11日

## 目次

|                                       |    |
|---------------------------------------|----|
| 1. 要 約                                | 2  |
| 2. はじめに                               |    |
| 2.1. 策定の経過                            | 4  |
| 2.2. 経営理念及び事業方針 策定の意義                 | 9  |
| 2.3. 「つどい」委託業務との関わり方 (3 パターン)         | 9  |
| 3. 経営理念                               |    |
| 3.1. 経営理念の構成                          | 11 |
| 3.2. 当法人の経営理念                         | 12 |
| 4. 事業方針                               |    |
| 4.1. 事業方針 【概要】                        | 13 |
| 4.2. 今後の事業三本柱                         | 13 |
| 4.2.1. 特定非営利活動に係る事業                   | 13 |
| 4.2.2. その他事業                          | 15 |
| 4.3. 組織基盤整備                           | 16 |
| 4.3.1. 定款変更                           | 15 |
| 4.3.2. 会員との書面送付の改善 (町会運営アプリ「結ネット」の活用) | 19 |
| 4.3.3. 会費納入方法の改善                      | 19 |
| 4.3.4. 役員体制                           | 20 |
| 4.3.5. 資金活用の変更 (資金使途の変更)              | 20 |
| 4.3.6. デジタルと生成 AI の活用                 | 21 |
| 5. 参考 : 当法人設立までの経過                    | 21 |
| 6. おわりに                               | 23 |

## 1. 要 約

この文書は、特定非営利活動法人やお市民活動ネットワークの経営理念と事業方針を策定するための経過と計画をまとめたものです。

### 当法人の設立経過と背景

当法人は1997年から八尾市内に市民活動センターを設置するために2003年に法人が設立され、2004年に「つどい」が開設された。設立から20年以上経過し、経営理念が明確でなかったことが問題提起している。

- 1997年に市民活動団体と八尾市が市民活動センターの設置に向けて協議。
- 2004年10月1日に「八尾市市民活動支援ネットワークセンター(つどい)」が開設。
- 法人設立から20年以上、経営理念が不明確であった。

### 経営理念と事業方針の必要性

新理事長就任を契機に、経営理念と事業方針の策定が必要としている。過去の経験から、共通認識の欠如が運営に支障をきたしていることが明らかになった。

- 経営理念が定款第3条(目的)に留まっていた。
- 事業活動に注力するあまり、理念の深化がなかった。
- 経営者やスタッフの経験に依存した運営が目的意識など曖昧さを生んでいる。

### 経営再建の決意と背景

法人解散の危機を乗り越えるため、再度、立て直しを決意した。過去の経験から、再起を図ることに対する不安はなく、草の根の精神を承継する意義を感じている。

- 2024(令和6)年7月に法人解散の危機があった。
- 新理事長が「一からやり直そう」と決意。
- 草の根の精神を承継することが重要と認識。

### 経営理念の再構築と課題

2023年度に労働環境の改善を図り、2024(令和6)年度に就業規則の制定を行った。その後、プロポーザル公募に事業申込と事業提案を行ったが、当法人は優先交渉権に選ばれなかった。長年の課題が解決されていないことが影響している。

- 経営者側からの提案により労働者側の意見聴取のうえ、就業規則を制定。
- プロポーザル公募で他団体が優先交渉権として選ばれる。
- 地域活動団体との協働が進まなかつたことが、選定されなかつた要因である。

### 「つどい」委託業務との関わり方

優先交渉権を得られなかつたことにより、今後の関わり方が3パターン考えられる。八尾市の意向が大きな影響を与える。

- 3つの関わり方のパターンを検討。
- 八尾市の意向が関与度や協働の在り方に影響。

## 経営理念の構成及び当法人の経営理念

経営理念の策定にあたり、重要な用語の定義とその構成要素が示しています。これにより、組織の存在意義や目指す姿が明確にしています。

- Purpose(パーカス):組織の社会的存在意義を示し、「命輝く魅力ある人財を生み出し、精神的・物質的に豊かな市民社会を実現する」ことを当法人の存在意義とする。
- Vision(ビジョン):目指す姿は「命を尊ぶ市民社会」であり、命の大切さを強調。
- Mission(ミッション):地域で魅力のある人財を生み出し、社会に提供することが使命。
- Value(バリュー):5つの純粹性と多様性を基にした行動基準を設定。

当法人の目的は「豊かな市民社会」の実現を目指し、命の大切さを意識した地域資源のコーディネートを行うことに焦点を当てています。定款第3条の目的の変更を行います。

- 目的は「精神的・物質的に豊かな市民社会」の実現を目指す。
- 命の大切さを意識した地域資源のコーディネートを行い調和をもたらす環境を生み出す。
- 定款第3条の目的についても変更を行う。

## 事業方針と今後の方向性

今後の事業方針は、法人の継続または解散を決定する2年間に焦点を当てています。地域社会における社会的存在意義を確認し、公益を生み出す法人としての運営を目指します。

- 事業方針の名称は「スマート・イズ・ビューティー」
- 2年間で法人の社会的存在意義を確認し、公益を生み出せるか判断する。
- 継続する場合は法人運営を続け、解散する場合はその準備を行う。

## 今後の事業三本柱

法人の今後の事業は、①地域の歴史と文化及び思想の普及・啓発、②市民主体のまちづくり支援、③豊かな暮らしの提供の3本柱で構成。これにより地域社会への貢献を強化します。

- 上記①は、地域活動団体との協働を強化し、地域資源のコーディネート支援を行う。
- 上記②は、町会運営アプリ「結ネット」アプリの導入と操作方法のレクチャーを行う。
- 上記③は、技術革新した薪ストーブによる里山保全と3R促進の実証実験を行う。

## 組織基盤整備の必要性

定款変更が必要であり、役員体制や事務所の所在地等の見直しを行います。これにより、法人の運営が円滑に進むことを目指します。

- 定款変更の必要性があり、役員数や事務所の所在地等を見直す。
- 電子的方法による表決や委任を可能にする。
- 役員の辞任や新任に関する手続きを改善。

## 資金活用の変更と改善

資金の使途を見直し、効率的な運営を目指します。

- 構成員になっていた協議会・団体の退会により、管理費の諸会費を削減。
- 町会運営アプリ「結ネット」の導入に伴う新たな費用を計上。
- 電子化により消耗品費や通信運搬費を削減。

## 2. はじめに

### 2.1. 策定の経過

#### ● 当法人の設立経過

当法人は 1997 年から始まった八尾市内に市民活動センターの設置に向けて、市民活動団体（民）と八尾市（官）で長年に渡る話し合いの中で、誕生しました。

八尾市が市民活動センターを設置し、八尾市からの業務委託により NPO 法人が運営する「官設民営」方式により、2004（平成 16）年 10 月 1 日に「八尾市市民活動支援ネットワークセンター（以後、「つどい」）」が開設されました。愛称は「つどい」となり、今日まで運営をされております。

当法人の設立日は 2003（平成 15）年 8 月 8 日であり、その約 1 年後に「つどい」が開設されました。当法人は、「つどい」業務を受託するために設立した NPO 法人です。

#### ● 見いだせなかつた「経営理念」と「事業方針」

理事長 新福は、2010 年 8 月から「つどい」のアルバイト職員として再度携わることになり、当時は「つどい」の再生として一からやり直しを行っておりました。2011 年 12 月に「つどい業務責任者」を拝命し、さらに「つどい」の業務改善を図りました。

また、当時の法人は「八尾市まちづくり教室」や「新年ネットワーク交流会」の参加者拡大、「やお市民活動まつり」を「アートやっちゃお！」の名称を加えイベント会場を変え大きく開催を広げるなど、「つどい」委託業務以外の事業も展開して行きました。

そのため、重厚長大の事業活動は、事業を行うことで大半の時間とエネルギーを費やしていました。そのため私が携わる前からでもありますが、この時代も既に事業の方向性を見いだせませんでした。事業を実施することで経営理念や事業の方向性も答えが自然と出て来ると潜在的に思っていたのかもしれません。

その中で一石を投じたのが、2017（平成 29）年度でした。若年層の学生スタッフが携わった際に「つどい」の経営理念がないことを指摘され、行政とも話合った経過がありました。当時から「つどい」も含め当法人の経営理念が明確になっていなかつたことが原因であることを感じさせていただきました。

また 2013 (平成 25) 年度から「校区まちづくり協議会 (以後、「まち協」)」といった地域活動団体や社会貢献を行う事業者も含め支援対象者が広がる中で、より業務に時間とエネルギーを費やしながらも、「市民主体のまちづくり」として「地域自治支援」に関する学習及びスキル不足もあり、より事業の方向性がさらに定まらなくなり、当法人も迷走してしまい暗闇に入って行きました。

## ● 再び「世代交代」を図るも「経営方向が真っ二つに」法人解散の危機

2019 (平成 31) 年 4 月に「つどい」スタッフの大幅な人事を行い若年層スタッフにフルタイム勤務を前提として雇用を結びました。

2019 (令和元) 年 5 月から若年層スタッフを中心とした体制となった 8 ヶ月後の 2020 年 2 月には新型コロナウイルスの感染防止による各種活動の自粛により「コロナ禍」に突入しました。

その間、当法人として「つどい」として、活動を振り返る中、様々な曖昧さが見えて来た時期でした (以下の通り)。

- ・ 人を雇うことへの経営者としての勉強不足
- ・ ボランティアと労働が曖昧になっている労働環境
- ・ 事業活動の線引きがしにくい。「つどい」事業以外の物品も混在する。

この物品は「つどい」委託業務なのか? 「つどい」以外の当法人の事業活動の物品なのか? 法人構成員の事業活動で使う物品なのか?

その中で、これまでの経験を頼りに運営をして来た経営者側双方の価値観の違いやボタンの掛け違いが、整理しておくべきだった様々な事柄に対して様々な現象となってあらわれました。共通認識づくり等明確にしていくことが必要になりました (以下の通り)。

- ・ 経営者側の当法人への携わり方  
(利をもたらすために参画をしているのか、それとも利を得るために参画をしているのか)
- ・ 経営者側が思う市民活動の目的の違い  
(公益を生み出すためなのか、人間関係の構築なのか)
- ・ 「つどい」委託業務の運営における考え方の違い  
(つどいに力を入れ充実を図るのか、つどい委託業務及びスタッフを利用して何か事業を行うのか)

そんなことが 3 年経過する中で、当時副理事長だった新福自身も 2024（令和 6）年 7 月頃には、次期「つどい」委託業務は、当法人より相応しい法人があれば受託いただき、私はボランティアでもその法人の労働者でも構わないと思うようになりました。「つどい」が存続すること、民間委託が継続することであれば、「つどい」登録団体を守ることが出来れば、それでよいのではないかと本当に思っていました。その思いが役員やスタッフにも影響を与えたのかもしれません。

2024（令和 6）年 7 月に当時の理事長・副理事長（新福）以外の役員で寄合い、本音で話合いを行う場を設けていただきました（内容は以下の通り）。以下の内容についてお聞きし、各役員で出た総意だと言う報告を受け、一気に当法人が解散の危機へと陥りました。

- ・ 5 名の役員の内、4 名の役員からは辞任の申入れがあった。
- ・ 当法人が「つどい」委託業務を受託するには相応しい法人ではないという意見が出て、4 名の役員がその意見に賛同し一致した。
- ・ さらに法人解散について意見が沸き起こり、4 名の役員が解散に賛同した。

## ● なぜ、もう一度、一からやり直しを図ったのか

後日、その報告を聞き、私（新福）の中から出て来た言葉は「あ、一からやり直そう。」と言う言葉が出ました。次に「解散はしません。もう一度、一からやり直しをさせていただきます。」と言う言葉が出て来ました。あっけらかんとした言葉ですが、私自身が目を覚ました瞬間でした。

私の心を整理すると、もし当法人が解散をした場合、「つどい」委託業務のプロポーザル公募に応募する NPO 法人があらわれなかつた場合、「つどい」の運営に支障をきたし「つどい」登録団体にご迷惑がかかることが、一つ目の理由です。そして以前から八尾市が直営による運営も視野に入れている噂話もあり、直営にシフトする可能性があるため、それを阻止することが、二つ目の理由でした。

そして、13 年前、9 年前、5 年前と私が経験した中でも 3 度も人事を変えるなど、やり直しをして来たことから、また振り出しに戻ることに心配も不安もなく、恥だと思わなかつたからです。やり直せば良いと思ったからです。なぜなら、一からやり直して来て、恥もかき、頭も下げさせていただたい中で、皆に助けていただき、ここまでさせていただいたのですから、「大丈夫や！」と、どこかで根拠のない確信を得たように思いました。どこか吹っ切れたのだと思います。

## ● 「つどい」 委託業務のプロポーザル公募へチャレンジ

私は、これらの理由から、もう一度、当法人がプロポーザル公募に事業参加の申込を行いチャレンジする必要があったのです。一人でも立ち向かうことがどこか草の根の精神を呼び起こしていただいたのでしょう。逃げることは簡単。乗り越えられると信じて逃げられない立場・責任が人を成長させていただけると信じていました。逃げたかったまた逃げ切れなかつた「環境アニメイティッドやお」事務局時代の孤独な中で立ち向かわざるを得なかつたあの時がある。その時の身体的・精神的・社会的な辛さや苦労に比べたらなんとかなると無意識に思っていました。

冒頭にご紹介した通り、「つどい」は官設民営で設置した経過があります。先人達が長年、八尾市と話し合って来た思いをここで終わらせたくないと思ったのです。草の根で行って来た先人達が一から行って来た市民活動の精神を承継したい想いでした。

当時、当法人においては、この精神性の灯が消えかかり、承継が途絶えることに危機を感じていました。おこがましいですが、八尾の中間支援、先人達から勝手に引継がせていただいた市民活動の精神が、ここで終わる危機を感じたのです。

## ● 膨らむ膿にメスを入れ、経営理念の再構築。そして敗れる・・・

2023（令和5）年度は、ボランティアと労働の明確化として労働者側からの提案を受け入れ、事実上の労使交渉にも応じる中、これまでの経験による価値観や考えだけでは平行線を辿ること、外的要因・外部環境としては、昨今の物価高騰によるスタッフの生活保障と最低賃金向上による新しい資金調達先を考える必要があった中で大阪労働局の助成金制度に出会ったことも機会になり、たどり着いた手立ては就業規則の制定でした。

労働者側のスタッフも就業規則の制定に納得をしていただき、労働者側の福利厚生の充実を行うことによる法人のこれまでの膿にメスを入れ出した中、理事長が辞任を申し入れ、この度の理事長就任になりました。

昨年10月に理事長に就任をさせていただき、プロポーザル公募に挑みましたが、他団体の方が点数は高く、委託業務を結ぶ優先交渉権は他団体に選ばれました。

選ばれなかった要因は、次の本質的な課題に対して具体的な支援や提案が出来なかったと考えています。

- ・ 長年、校区まちづくり協議会など地域活動団体と市民活動団体との協働や具体的な支援が進めなかった（行事出展・パフォーマンス披露に留まる）。
- ・ 八尾市第6次総合計画において校区まちづくり協議会は「対話の場」を機能し担うことが掲げられる中、具体的な支援が出来なかった。
- ・ もし経営者側が共に歩み、法人役員も共に取り組んでいたとしても、これらの本質的な課題に対して長年、解決策や改善策が見いだせないまま、優先交渉権は得られなかった可能性が高かった。

また今回のプロポーザル公募から募集対象が大きく変わりました。これまで  
大阪府内に主たる事務所が所在するNPO法人を募集対象にしていました。今回  
から全国から応募が可能になりました。またNPO法人以外の法人も応募が可能  
になりました、八尾市は協働相手をNPO法人以外にも広げられました。「つどい登録  
団体」の皆様はじめ、支えていただきました皆様には申し訳ない気持ちでございます。  
力及ばず申し訳ございませんでした。ここまで応援・協力をいただき、本当にありがとうございました。

## ● 「スモール・イズ・ビューティー」～鶴頭となるも牛後となるなれ～

これまで当法人は、世代交代などを図り、一からやり直しを行い、再起をかけてきました。この度の法人解散の危機から、もう一度、やり直しをさせていただくため、あえて「つどい」開設から丸20年になる日を理事長就任日にさせていただきました。三代目理事長となさせていただきました。

私は、もう一度、原点から見つめ直しながら、一から法人の立て直しをさせていただきます。そして、私たちはボランティア・草の根から始まった市民活動団体です。これまで中間支援をお仕事として「つどい」委託業務をさせていただいた有難さを心に染みながら、草の根の精神、NPO本来の固有の役割をもう一度、復活をさせていただきます。

「鶴頭となるも牛後となるなれ」は大きな組織で酷使するより、責任が伴つても小さな組織の長になれと言う意味です。

この気概で取り組ませていただきます。どうぞよろしくお願ひ申し上げます。

## 2.2. 経営理念及び事業方針 策定の意義

- ・ 「つどい」開設による法人設立の経過から、「つどい」開設に注力したことにより、法人の経営理念が定款第3条（目的）に留まっていた。
- ・ 設立10年後以降は、事業活動及び事業拡大に注力するあまり、経営理念をより深める機会、事業方針を立てる機会を生み出せなかつた。
- ・ 経営理念がない中で、経営者側やスタッフの経験での判断や価値観による運営により、共通認識がない中で、様々な曖昧さが運営に支障を來たした。
- ・ 新理事長就任と「つどい」開設丸20年を契機に経営理念・事業方針の策定の必要がある。
- ・ 「つどい」委託業務の優先交渉権を得られなかつた内的環境・要因の変化は大きい。しかし、優先交渉権を得られたとしても、外的環境の厳しさは強まる一方である（次の通り）。

### ★物価高騰と最低賃金の向上※による給与の上昇

※ 2030年代半ばには時給1,500円を政府は目指している。

### ★社会保険・雇用保険等の加入拡大による法定福利費の上昇

### ★生成AI（特定のタスクに特化したAI）及び

AGI（汎用人工知能による人間と同様の知能を持つAI）が

今後、人間が行う仕事を減らし、また新たな雇用を生み出す可能性。

### ★南海トラフ地震の可能性と防災対策

### ★コロナ禍以降の疫病発生の可能性

- ・ 「つどい」委託業務において、優先交渉権が得られなかつたことは、今後どのように法人経営を行うかを考える機会となりました。優先交渉権を得られなかつたことも契機として捉え、経営理念を再構築し、事業方針を定め、2ヶ年度においての方向性を定めて参ります。

## 2.3. 「つどい」委託業務との関わり方（3パターン）

優先交渉権が得られなかつたことにより、4月から5月の間に掛けて、次の3パターンの関り方が考えられます。

- ① 優先交渉権を得られた「一般社団法人まちづくり隊」が八尾市と「つどい」委託業務を締結することで、当法人としてまた当法人の構成員（個人・団体）としても「つどい」委託業務に全く関わることがないパターン。
- ② 優先交渉権を得られた「一般社団法人まちづくり隊」が八尾市と「つどい」委託業務を締結する前に、当法人に職員や協力者の紹介について相談を受け、斡旋を行う。そのことで、当法人としては「つどい」業務に関わることがないが、当法人の構成員（個人・団体）や元つどいスタッフ職員が「一般社団法人まちづくり隊」と雇用契約を結び「つどい」業務に関わるパターン。
- ③ 優先交渉権を得られた「一般社団法人まちづくり隊」が八尾市と契約書や仕様書について、委託業務の締結に向けて十分に協議を行ったが、双方の意向が合わないことにより、「一般社団法人まちづくり隊」が優先交渉権を破棄するパターン。その場合は、当法人に優先交渉権が回ってくる。
- どのパターンも一番大きな影響を与えるのは八尾市の意向です（以下、想定される意向における例示）。

- ★ 協働の在り方（対等関係か、請負と言う元請・下請の上下関係か）
- ★ 関与度（委託運営団体の裁量を大きくするのか、委託元が主導するのか。）
- ★ 仕様書や契約書において、委託運営者側にさらにハードルを高める内容を求めるのか（例えば、職員配置は業務責任者も常時配置にハードルを上げるのか）。

※ 当法人は250団体以上が登録する「つどい登録団体」であることに変わりはありません。

### 3. 経営理念

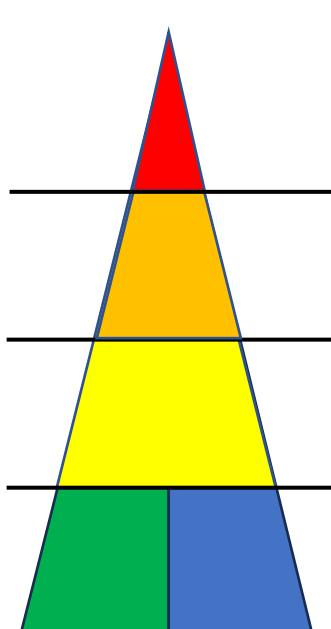
#### 3.1. 経営理念の構成及び用語の定義

定款第3条の目的の条文から、経営理念の策定にあたり、下記の用語の定義を下表にまとめた。

各用語から経営理念の構成は、下図の通りにまとめた。

下表と下図を理解したうえで、次ページの経営理念をご覧いただきたい。

経営理念の構成及び用語の定義（表と図）



| 理念の種類                     | 要素                               | 意味                   |
|---------------------------|----------------------------------|----------------------|
| Purpose<br>(パーサス)<br>存在意義 | Why<br>なぜ存在するのか？                 | 組織の<br>社会的存在意義       |
| Vision<br>(ビジョン)<br>将来像   | When・Where<br>いつまでに<br>どこを目指すのか？ | 目指す姿                 |
| Mission<br>(ミッショhn)<br>使命 | What<br>何をするのか？                  | パーサス実現のために<br>遂行する任務 |
| Value<br>(バリュー)<br>価値     | How<br>どう行動するか？                  | 組織の<br>価値観・行動基準      |

#### 3.2. 当法人の経営理念

経営理念の策定にあたり、定款第3条の目的に記載している「豊かな市民社会」とは、一体何なのかを探求することに尽きる。経営理念を次ページにまとめた。

また、のちの定款変更にあたり、定款第3条の目的についても変更を行いたい。

# 特定非営利活動法人やお市民活動ネットワーク 経営理念（案）

## 現行の定款 第3条（目的）

この法人は、主に八尾市において活動を展開する市民活動や民間非営利団体の自立・発展を促進支援し、それらの活動分野を越えたネットワークを形成し、市民活動の基盤整備および強化を図り、市民・市民活動団体・地域コミュニティ・企業・行政などの良好なパートナーシップの形成を促進することによって、豊かな市民社会の実現に寄与することを目的とする。

## 【 Purpose (パーカス) : 社会的存在意義 】

—命輝く魅力ある人財\*を生み出し、精神的・物質的に豊かな市民社会を実現—

\* 物やお金が一番ではなく、命が一番大切だと純粋に思う人財または深く信じる人財（地域で魅力のある人財とも呼ぶ）。

## 【 Vision (ビジョン) : 目指す姿・あり方 】

— 命を尊ぶ\*市民社会 —

\* 尊ぶ：命が一番大切であり、命を敬うこと。

## 【 Mission (ミッション) : 使命 (パーカス実現のために遂行する任務) 】

— 地域で魅力のある人財\*を生み、つなぎ役の実践者として社会へ提供 —

\* ① 命（地域資源）をつなげ、コーディネートし、調和することにより公益を生み出す人財（つなぎ役とも呼ぶ）。

\* ② 5つの純粋性と多様性の価値観を持ち、行動基準に基づいた実践を行う人財。

## 【 Value (バリュー) : (1) 組織の価値観 】

— 5つの純粋性（共通認識：扇の要）と多様性（扇状） —

① 信念：「すべての命（地域資源）は、ひとつにつながる」「つながることで公益が生まれる」

「命が一番大切であり、精神的豊かさが物質的豊かにつながる。」

② 夢：自己目標ではなく、社会や人々にどのようにお役に立つかである（大志とも呼ぶ）。

③ 思い：「利を得る」自己目標ではなく、社会や人々に「利をもたらす」こと。

④ 愛：自己（我・利）のためではなく、命を信じ捧げること。

⑤ 公益：「不特定多数に利をもたらす」（地域資源の共有によるライフスタイルの提供）

みんなが5つの純粋性を大切にする考え方・価値観が、共通の土台（扇の要）になることで、いろんな人の個性や考え方の違い（多様性）が安心して広がり、力を合わせやすくなる（寛容）。

## 【 Value (バリュー) : (2) 行動基準 】

— つなぎ役が果たす4つの役割 —

① 「情報提供を行う媒体・サポート」：他者に利をもたらす。

② 「解説」：他者の信頼・信用を構築する。

③ 「共通認識」：5つの純粋性と多様性を伝え、原点・本質・核心を提供し育む。

④ 「コーディネート」：命（地域資源）をコーディネートすること。

純粋性と行動基準により、命（地域資源）をつなげ、コーディネートし、調和することにより公益が生まれる。

## 4. 事業方針

### 4.1. 事業方針【概要】

- ・ 名称：「スマール・イズ・ビューティー」
- ・ 事業方針①：「当法人を継続するか解散するかを決める 2 ヶ年度とする。」
- ・ 事業方針②：「この 2 ヶ年度は、調査・研究等の準備期間とし、活動及び知見を積み重ねた上で、事業実施の可能性に向けて取り組む。」
- ・ 概要：今後の事業三本柱に取り組み、組織基盤整備で改善を図ることにより、八尾市内の地域社会において当法人の社会的存在意義（パーカス）があり、社会や人々のお役に立ち公益を生み出せる法人であると判断した際は、引き続き継続して法人運営を行う。その反対の場合は、解散を視野に入れる。

### 4.2. 今後の事業三本柱

#### 4.2.1. 特定非営利活動に係る事業

##### ●一本目の柱：【地域の歴史と文化及び思想の普及・啓発】

###### 「NPO 法人八尾市伴林光平翁の会」及び高美小学校区「成法寺町会」への参画

当法人は設立当初から「つどい」委託業務は八尾小学校区を拠点に事業をさせていただいた。しかし、この度の優先交渉権に選ばれなかつた点において、地域活動団体と市民活動団体との協働や「校区まちづくり協議会」の対話の場の具合的支援が出来なかつた点を反省し、地域活動団体への参画支援を行う。

「八尾小学校区まちづくり協議会」への参画提案を行つたが承認を得られなかつた。そのため他の参画先を検討する中で、昨年度に「つどい」での相談業務において NPO 法人設立対応を行つた。その相談者である「NPO 法人八尾市伴林光平翁の会（以下、貴法人）」から参画依頼があつた。活動場所は、伴林光平翁の碑がある高美小学校区の成法寺町会（じょうほうじちょうかい）内である。

- ・ 長年、伴林光平翁の碑は、「成法寺町会（以下、貴町会）」が管理をして來た経過があるが、町会加入世帯の高齢化により維持が困難になつてのことから、貴町

会以外も碑の管理に参画が出来るために、貴法人を設立した経過がある。

- 八尾市内の地域活動は、活動のバージョンアップが出来ず、地域のニーズとの乖離があらわれ、担い手があらわれずさらに活動が低下すると言う「負のスパイラル」が、今後の地域活動及び地域のまちづくりにおいて非常に懸念されている。
- 当法人は、「校区まちづくり協議会」の役割である「対話の場」を意識しながら、貴町会と貴法人と当法人の三者で小さな「対話の場」を創り出し、当法人は地域資源のコーディネート支援を行う。
- 貴法人はボランティアで活動を行っているため、資金調達は検討されていない。またそこまで行う人員体制もない。しかし、組織の目的（公益）を果たすため、また組織を維持するためには資金調達も必要である。貴法人の目的に賛同する方であれば誰でも構成員に参画ができ、その際に会費や入会金を設定することで安定した収益となる。当法人は、これまでに培ったノウハウを提供し支援する。
- さらに、後に触れるが、回覧板以外での地域活動の情報提供方法や媒体として町会運営アプリ「結ネット」を貴町会は八尾市内で3番目に導入をされており、当法人はその支援も行い、協働を意識して関連付けて支援を行う。
- また上記事業以外に「つどい委託業務」で支援した「和ろうそくは、つなぐ」の図解資料提供を通じて、日本に継承されるものづくりや循環社会、加えてすべての物質・生物には御魂（命）が宿る思想は命を尊ぶ文化「命あるものすべてに敬意を持って接する文化」を広げるよう普及・啓発を図って行く。

## ●二本目の柱：【市民主体のまちづくり支援】

### 町会運営アプリ「結ネット」の普及

- 高美小学校区「成法寺町会」は、八尾市内で3番目において町会運営アプリ「結ネット」が導入された。八尾市内で1番目に導入された高美南小学校区「高美町五丁目町会」の町会長が「合同会社コミュニティサポート・ワーバレー（以下、合同会社）」を設立され、町会運営アプリ「結ネット」の普及をされている。現在も合同会社が貴町会へ週に1回程度アフターフォローを継続されている。
- 当法人において、導入後のアプリの操作方法などのボランティアでレクチャーを

助けてくれる人財探しを含めて支援を行う。

※ 参考：八尾市内における町会運営アプリ「結ネット」の導入状況

- 1 番目に導入した「高美町五丁目町会」
- 2 番目に導入した「結ネット普及実行委員会」  
→今年度から当法人へ名義変更する
- 3 番目に導入した「成法寺町会」

#### 4.2.2. 三本目の柱：その他事業の創設による【豊かな暮らしの提供】

##### ● 「その他事業」とは

「その他事業」は、特定非営利活動事業とは別で定款で定めることが出来る。

「その他事業」で利益が出た場合は特定非営利活動に係る事業に繰り入れを行うことが原則である。

「その他事業」は公益だけではなく、共益や私益を行うことが出来るため、対象を絞りやすい（例えば、「65才以上の八尾市の高齢者」と言った不特定多数に向けた事業活動をしなくても良い。）

収益事業になるため、①事業場を設けて、②常時事業を行っている場合は、法人府民税・法人市民税の均等割である合計7万円が毎年度課税され納付する必要がある。また利益がなくとも均等割であるため納付する必要があり、7万円以上の利益を出さないと正味財産増減額が減少に転じるので注意が必要である。

##### ●技術革新した薪ストーブによる里山保全と3R促進の実証実験

- ・ 大阪府堺市に「コロケット」と言う薪ストーブを製造・販売され、従来の薪ストーブの概念を覆そうとしている。1,200度まで温度が上昇することによりダイオキシンが発生しない。従来の薪ストーブでは、針葉樹（スギ・ヒノキ等）はすすが発生し煙突を詰まらせ煙突の寿命が縮む原因で敬遠されていたが、「コロケット」には針葉樹（スギ・ヒノキ等）も薪として投入することができる。さらに「コロケット」は薪以外にも薪ストーブに投入することが出来る。「プラスチックごみ」を粉碎し「ペレット状」に固めた物質（RPF）も投入することができる。
- ・ 薪による活用で生駒山や高安山の里山保全や山崩れ防止に寄与できる可能性がある。プラスチックごみをペレット状にして投入することで家庭ごみ（家庭系一

般廃棄物) の利活用により、市民がごみ排出を主体的に選ぶ時代の幕開けに寄与する可能性もある。

- ・近隣の里山の樹木が地域資源となり、家庭内のごみが資源となり、これらを活用することで、どれだけの電気・ガスの使用量削減に寄与できるか実証実験を行う。
- ・実証実験により、ターゲット(対象者)を拡大できるかを検証したい。※  
※これまでの対象者は、薪ストーブ好き、アウトドア好きの方を対象と考える。
- ・実証実験の結果から得た可能性や課題から、薪ストーブが生活に根差した家庭用品となる可能性がある場合は、一般家庭の個人対象者や町会と言った任意団体に対象者を拡大できる可能性がある。
- ・さらに造園業者と言った事業者も対象者になるかも含めて可能性を探りたい。
- ・そして、新たに里山沿いの土地を所有し明示をしている可能性があるかも探りながら、寺社仏閣を管理・所有する宗教法人や宗教団体も対象者にならないか可能性を探りたい。反対になぜ普及が進まないのか課題も明らかにしたい。

### 4.3. 組織基盤整備

#### 4.3.1. 定款変更

##### ●定款変更の必要性

2012(平成24)年度にNPO法の改正があり、定款変更が必要であったが、定款変更を行うことが出来なかつた(2度、総会において定款変更の承認をいただが、途中で止まっていた)。定款変更を行う大きな項目のみを次の通り記載する。また詳細については、別紙の「特定非営利活動法人定款変更認証申請書」をご覧くださいませ。

##### ★ 第2条(その他事務所)の変更

- ・現行の定款は、主たる事務所及び従たる事務所は大阪府八尾市に定めている。
- ・法人設立から昨年9月30日までは歴代理事長の自宅が八尾市内であることから当法人の主たる事務所は、理事長宅を所在地として登記して来た。しかし、昨年10月に3代目理事長として就任させていただいた新福は大阪市中央区に在住している。当法人名称に「やお」を掲げている以上、主たる事務所は八尾市内で維

持したいと考え、正会員である「宗教法人光専寺」に協力を募り、現在の主たる事務所は八尾市本町七丁目 9 番 2 号 光専寺内に主たる事務所を登記している。

今年度から事務所機能として光専寺内で理事会を開催している。

- しかし、「つどい」委託業務を受託出来ないことが確定したことから、理事長の自宅がある大阪市中央区谷町 7 丁目で法人業務を行っている。そのため、理事長自宅にも事務所機能が存在することになった。定款上でも大阪市にその他事務所（従たる事務所）を置くことを定める。
- 主たる事務所とその他事務所（従たる事務所）が市町村を跨ぐ場合は、所轄庁が八尾市から大阪府に変更となる。

### ★ 第 3 条（目的）の変更

- 第 3 条条文の最後に記載している「豊かな市民社会の実現に寄与することを目的とする。」とあるが、「豊かな市民社会」とは何かを深めさせていただく。
- 日本は戦後の国難から奇跡的な復興を成し遂げ、物質的には豊かである。しかし、物質的な豊かさと引き換えに精神的な豊かさは、かつての日本人よりも豊かになっているのかと言う疑問を感じている。当法人は設立以降 20 年以上が経過し、理事長（新福）は数年に渡り経営理念の策定にあたった。策定にあたり前述の疑問に辿り着いた。この疑問の解消も含め策定した経営理念に基づき、命の大切さを意識した地域資源のコーディネートを行うことでもたらす調和された環境を生み出し、もって精神的・物質的に豊かな市民社会の実現に寄与することを目的として、位置付けた。

### ★ 第 4 条（特定非営利活動の種類）の追加・変更

- これまでの「前各号に掲げる活動を行う団体の運営又は活動に関する連絡、助言又は援助の活動」に特化して来た。
- しかし、地域資源のコーディネートを行う人間性・人格向上、地域の歴史やまちづくりの経験など地域資源を学ぶことも必要であることから、精神的に豊かになるために「社会教育の推進を図る活動」を追加した。
- さらに、前述の目的にも触れた通り、精神的・物質的に豊かな市民社会の実現に寄与することを目的とするには、地域資源のコーディネートを行うことでもたらす調和された環境を生み出すことを目的の条文に明記した。精神的にも物質的に

も豊かになるために「環境の保全を図る活動」を追加した。

### ★ 第5条（事業）の追加・変更（その他事業を新設）

- ・ 特定非営利活動に係る事業を実情に合わせて事業名を次のように改善する。

#### (1) 特定非営利活動に係る事業

- ① 社会教育及び環境保全に関する基盤整備支援事業
  - ② 社会教育及び環境保全に関する資源仲介支援事業
  - ③ 社会教育及び環境保全に関する経営支援事業
  - ④ 社会貢献活動及び公益活動を行う市民及び各種団体への基盤整備支援事業
  - ⑤ 社会貢献活動及び公益活動を行う市民及び各種団体への資源仲介支援事業
  - ⑥ 社会貢献活動及び公益活動を行う市民及び各種団体への経営支援事業
- ・ 今後の事業3本柱で触れた通り、その他事業を新設するため、定款第5条の追加・変更を行う。

#### (2) その他の事業

- ① 物品販売業及び物品貸付業
- ② 印刷業及び出版業
- ④ 周旋業及び代理業及び仲立業

### ★ 第12条（種別及び定数）の変更

- ・ 役員の定数の変更を行う。NPO法で定める最低人数の役員数に改める。
- ・ 理事は3人以上に変更はしない。監事を2人以上から1人以上に変更する。

### ★ 第15条（任期等）の変更

- ・ 現行の定款では、役員は辞任または任期満了後においても、後任者が就任するまでは、その職務を行わなければならないと定められている。
- ・ しかし、昨年8月に理事長及び理事の辞任があった際に、理事の後任者が就任しないと理事長及び理事を辞任することが出来ないことから、後任者を見つけ出し理事長交代までに1ヶ月半を要した。事業や組織体制に支障を来たした。
- ・ 現在の定款では、理事・監事の役員を定数以上に増員を行うことは可能となっている。しかし、役員定数よりも役員が多い場合には、後任者の就任がない限り、役員を辞任または任期満了後においても職務を行う定めになっていることから、役員数を削減することが出来ない。

- ・ 以上の実例と課題から、後任者が就任するまでは、その職務を行わなければならることを原則とするが、NPO 法で定める役員定数を下回らない場合は、後任者を補充しないことに変更する。これは当法人の任意の条文として定める。

### ★ その他の条文変更について

- ・ 現行の定款では、表決や委任は書面のみしか認められていない。しかし、2012（平成 24）年度の NPO 法の改定により、電磁的方法による表決や委任が出来るようになった。世の中の電子化と NPO 法の改正にあわせて変更を行う。
- ・ このことにより、総会開催案内及び委任及び表決が電磁的方法としてメールでも可能になる。前述の「今後の事業三本柱」に掲げた町会運営アプリ「結ネット」の普及を当法人にも導入を行う際に、総会開催案内及び委任及び表決を町会運営アプリ「結ネット」を活用する。
- ・ 電磁的表決及び電磁的記録の条文は、「八尾市 NPO 法人設立・運営の手引き」の定款サンプルを参考に修正を行う。

### 4.3.2. 会員との書面送付の改善（町会運営アプリ「結ネット」の活用）

- ・ 定款変更が認証された際は、前述の総会開催案内及び委任及び表決を町会運営アプリ「結ネット」を活用するが、さらに承認後の総会資料と総会議事録の送付及び会費納入のお願いも、町会運営アプリ「結ネット」を活用する。
- ・ そのことで、値上げした郵送代の削減と発送作業の手間を削減する。
- ・ 導入対象先は総会の議決権のある正会員を対象に少しずつ町会運営アプリ「結ネット」を導入する。導入は時間と手間を要するが、導入後は電子回覧方式でお送りすることが出来る。既読状況も分かり、催促も図りやすい。
- ・ 賛助会員にも対象を広げ、必要な市民活動情報などを結ネットで電子回覧により情報共有化、つなぎ役を担う機会の提供を図りたい。

### 4.3.3. 会費納入方法の改善

これまで「つどい」来館による現金での会費納入が大半であった。「つどい」来館による会費納入が出来なくなった。近年は電子マネーの普及もあることから、電

子マネー利用者への利便性も配慮したい。

そのため Pay Pay 銀行に法人口座を開設し、会費納入専用口座を設ける。また Pay Pay 銀行を選んだ理由は、電子マネー Pay Pay にて、Pay Pay 銀行に振替が出来るからである。

#### 4.3.4. 役員体制（辞任及び新任といった人事）

現在 4 名の辞任申し出を受けている。しかし、現在の定款では、後任者があらわされるまで、役員が辞任することは出来ない。

臨時総会で、役員選任の議案を挙げ、理事候補者 1 名、監事候補者 1 名を提案する（被選任者から就任の承諾はいただいております）。承認された場合は、辞任申し出 4 名の内、1 名の監事と 1 名の理事の辞任手続きを行う。

残り 2 名の理事については、定款変更の認証に数カ月の時間を要するため、通常総会での任期満了による役員選任においては辞任を行うことは間に合わない。そのため、通常総会では役員任期満了後も後任者が現れるまで、職務を行わなければならぬため、暫定的に理事として継続していただく。

定款変更（案）は、法第 15 条で定められた役員の定数（理事 3 名、監事 1 名）を超えた場合に限り、役員の定数を超えた役員は後任者を不要とするよう改める。定款変更認証申請が認証された後は、暫定的に理事として継続していた残り 2 名の理事の辞任申し出を受け入れ、辞任手続きを行う。就任いただいた監事も定款で必要最小人数に減らすため、辞任いただくことを本人にも了解をいただいている。

#### 4.3.5. 資金活用の変更（資金使途の変更）

- 当法人が入会し構成員であった下記の団体について昨年度末付で退会を行う。また管理費の「諸会費」で計上しており、次の費用を削減する。

太陽の広場運営委員会 10,000 円／年

環境パートナーシップ協議会「サソテナやお」 2,000 円／年

- 町会運営アプリ「結ネット」の導入として年間利用料（17,160 円）を新たに費用計上する。資金は上の会費を削減した分から調達する。足らずの資金は理事長

の正会員受取会費 5,000 円を充てる。

- 管理費の「消耗品費」はコピー用紙の購入を削減し電子化に移行する。
- 管理費の「通信運搬費」は郵送代を削減し町会運営アプリ「結ネット」を活用し移行する。これらの移行期間中は、コンビニでの複合機による「印刷製本費」を増加させ当面は対応する。

#### **4.3.6. デジタルと生成 AI の活用**

- 当法人は情報発信力の強化と業務効率化を目的に、Web サービスや生成 AI 等のデジタル技術の活用を試行する。
- 具体的には、note や Ameba Ownd などのオウンドメディアを活用し、活動の見える化、過去の実績のアーカイブ化、地域への情報発信を行う。
- また、議事録や報告書の初稿作成、チラシ・広報資料の草案などについても生成 AI を補助的に活用し、事業報告や意思決定の質向上と人的負担の軽減を図る。
- 今後も、AI や Web を使いこなす世代との共創に向けた基盤づくりとして、関係者とともに段階的にデジタル活用の検証・試行を進めていく。

### **5. 参考：当法人設立までの経過**

当法人の設立は、1997 年に始まった「八尾市市民活動推進検討委員会」の活動に遡ります。市民活動センターの設置を目指し、市民団体と行政の対話が積み重ねられました。

1999（平成 11）年に「やお市民活動支援ネットワーク会議」が発足し、市民活動団体のヒアリングや市民活動団体リストの作成、交流会開催、NPO センターの見学など、多様な活動を通じてセンター設置の必要性と構想が市民によって具体化されていきました。

その後の 2002（平成 14）年に「やお市民活動支援組織設立準備会」での議論や準備を経て、2003 年に法人格を取得し、翌年 10 月に八尾市市民活動支援ネットワークセンター「つどい」が官設民営により開設され、20 年にわたって中間支援の役割を担ってきました。

こうした多くの市民の手による構想、自治、市民参加の積み重ねが、当法人の原点に位置づけられています。

1997 (H9) 年 11 月～1999 (H11) 年 5 月

「八尾市市民活動推進検討委員会」

- ・市民活動団体に実態調査アンケートを実施
- ・「市民活動推進ネットワーク構想」策定  
→「(仮称) やお市民活動推進センター」設置の必要性を提言の柱とする。  
→「(仮称) やお市民活動推進ネットワーク会議」を立上げ、本提言の実践展開に向け具体的検討を進める必要があると盛り込む。



1999 (H11) 年 11 月～2000 (H12) 年 3 月

「やお市民活動支援ネットワーク会議」

- ・市民で構成された事務局が 4 月から準備。
- ・9 月委員一般募集、11 月発足。2003 年に (有) ビッグイシュー日本を立上げた佐野章二氏をコーディネーターに迎えスタートする。
- ・市民活動団体のヒアリングを行い、参加者増加。(仮称) やお市民活動支援センターのイメージ図づくり、市民活動団体のハンドブック作成を目指す。
- ・報告書作成に関して、会議内で意見が分かれ、今後のあり方も各委員や市の考えが出始めると、議論に火花が散ることも。
- ・活動経過のみの報告書が市民の手作りで出された。



2000 (H12) 年 4 月～2001 (H13) 年 3 月

「やお市民活動支援ネットワーク会議」

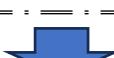
- ・公募で委員を募る。前年度から継続して参加された委員、初めて参加される委員も加わり、スタート。前年度の最後に会議内で意見が分かれたこともあり不参加された委員も。しこりを残す。会議では事務局・見学班・調査班・しんぶん部に分かれ実施。
- ・調査研究、活動の年であり、①関西近郊 NPO センター見学 (5ヶ所) とまとめ、②市民活動に関する企業意識調査、③「ねっとわーく伝言板」の発行 (委員向けの会議ニュースとして)、④「やおねっとわーくファイル」発刊 (八尾市内で活動する約 200 の市民活動団体を掲載)、⑤「第 1 回 市民ひろがり交流会」の開催を実施。
- ・詰めた議論は出来なかったが、センター設立の基本部分 (設立の必要性・民設民営か公設民営かなど) が議論の中心であった。
- ・「わたしのおもい みんなのおもい」を発行。



2001 (H13) 年 4 月～2002 (H14) 年 3 月

「やお市民活動支援ネットワーク会議」

- ・市民活動センター設立へ向けた具体的な議論に力を注いだ 1 年となった。
- ・スローガン「豊かな社会をめざすため 市民活動がさらに広がり元気になるよう みんなで手をつなぎましょう」を採択。市民活動団体に実態調査アンケートを実施
- ・「やお市民活動支援センター (仮称) 設立準備会」設置の提案書を市長へ提出。
- ・センター運営シミュレーション「わたしたちの望む市民活動センター 検討報告書」を作成。



2002 (H14) 年 4 月～2003 (H15) 年 3 月

「やお市民活動支援組織設立準備会」

- ・企画部会・NPO 部会・広報部会の部会活動と各部会のリーダー・副リーダーと希望者で構成する事務局により、現在の法人名称が決まり定款が完成。法人設立発起人や役員立候補や推薦により、任意団体として始動。2003 (H15) 年 8 月 8 日に法人が設立。

## 6. おわりに

本事業方針案「スマール・イズ・ビューティー」は、法人の存在意義を見直し、今後の方針を明確にするための2年計画です。

優先交渉権を得られなかつたという現実を前にして、私たちはその背景にある課題を直視し、未来の可能性に向けて最初の一歩を踏み出して参ります。

市民による支え合いの力、地域資源をつなぐ力、小さな取り組みを積み重ねる力——それが「スマール・イズ・ビューティー」の真の意味であり、私たちの原点です。

どこまでできるかではなく、何のために続けるのか。

私たちは、再び小さな炎を灯しながら、次の世代へつなぐ橋を築いてまいります。

この経営理念と事業方針をきっかけに、あらためて関係者の皆さんと想いや方向性を共有し、ともに歩む仲間としてご協力いただければ幸いです。